

**商工業省知的所有権部**  
**(オマーン)**  
**(指定官庁又は選択官庁)**

目 次

国内段階－概要	.....	収録済
国内段階の手続	.....	情報は現在準備中

指定（又は選択）官庁 OM	商工業省知的所有権部 （オマーン） 国内段階に入るための要件の概要	概要 OM
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	アラビア語	
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正したものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書  PCT第39条(1)に基づく場合：願書・明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
国際出願の写しを要求されるか？	されない	
国内手数料	通貨：オマーン・リアル（OMR） 特許出願手数料 …………… OMR 300 (200) <sup>2</sup>  実用新案出願手数料 …………… OMR 300 (200) <sup>2</sup>	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	なし	

[次頁に続く]

1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。  
2 括弧内の額は個人が出願した場合に適用される。

OM	商工業省知的所有権部（オマーン）（続き）	OM
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	<p>国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名<sup>3,4</sup></p> <p>出願人が発明者でない場合には、出願人の権利を正当化する宣言書<sup>3,4</sup></p> <p>国際出願日の後に出願人の名称変更があり、その旨が国際事務局からの通知（様式 PCT/IB/306）に反映されていない場合には、当該変更を証明する書類</p> <p>出願人がオマーンに居住していない場合には、代理人の選任</p> <p>代理人を選任する場合には委任状</p> <p>国際出願の翻訳文3通</p> <p>発明者が企業の場合には、商業登記簿抄本</p> <p>一定期間における、権利濫用の結果としての開示、特定の博覧会における開示、出願人による開示など、不利な扱いを受けない開示又は新規性喪失の例外に関する宣言書<sup>3,4</sup></p>	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に登録している特許代理人	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。